



# 市民税の減税を断行 市民交通災害共済制度の発足

昭和四十三年度の

鳥取市政

総額四十億九千三万五千二百二十円の前算



三月定例市議会風景

鳥取市の昭和43年度の前算、および各種の重要な条例等を審議する、鳥取市議会3月定例会が、3月12日から29日までの18日間の会期で開かれ、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

お、高田市長は所信の一端として、将来の鳥取市を「全市民の希望としあわせに満ちた近代都市」とするため、健康都市の建設、谷間のない市政、近代的生産都市への脱皮、を三本の基本的な柱として、ことしはつぎの四つの重点目標をたて幅広く、きめこまかく、市政を遂行していくことを表明しました。

ことしの市政

四ツの

重点目標

一、市民福祉の充実

市民相談室の設置および全市民を対象の交通災害共済制度の実施、保育施設の充実、および整備、市営住宅の建設、ゴミ処理業務の円滑な運営、老人福祉の向上、予防接種料金および伝染病患者の食費薬価の全額公費負担

二、都市産業基盤の整備

駅前都市改造、鉄道高架化の促進都市計画街路事業、および旧国道の整備、下水道事業等の生活環境施設の整備充実、道路舗装、改良などの促進、交通安全施設の整備

三、商工振興と農村対策

中小企業の育成強化および融資枠の拡大、農村道等の舗装事業、農業および沿岸漁業の構造改善事業、農業技術指導の強化、農林道橋の整備促進

四、教育行政の推進

総合グラウンドの建設、小、中学校舎の増改築など教育施設の整備充実、社会教育の向上と青少年の健全育成、城跡公園（久松山）の整備

# 43年度一般会計歳入歳出予算 (総額29億200万円)

## 歳入

款	43年度	42年度(当初予算)
市税	975,000 <sup>千円</sup>	860,119 <sup>千円</sup>
施設利用金	500	500
乗車取得税	24,850	0
自動車交付金	425,115	311,448
地方交付金	100	0
交通安全対策金	33,808	33,805
通称手数料	59,148	46,530
分担金	629,856	460,873
交付金	87,012	56,739
県支出入金	86,146	89,187
財産収入	7,165	7,398
附随収入	1,000	1,000
繰越収入	325,600	204,313
諸市繰入	246,700	175,100
繰入金	0	32,988
合計	2,902,000	2,280,000

## 歳出

款	43年度	42年度(当初予算)
議会費	41,603 <sup>千円</sup>	35,615 <sup>千円</sup>
総務費	512,336	429,778
民生費	508,272	457,836
衛生費	206,452	134,266
労働費	65,016	66,675
農林水産業費	171,794	134,906
商工費	122,134	56,823
土木費	426,742	325,089
防衛費	92,362	84,186
教育費	506,864	338,652
災害復旧費	5,410	7,559
公債費	241,015	206,615
予備費	2,000	2,000
合計	2,902,000	2,280,000

## 歳入

(総額二十九億二百万円)

歳入、すなわち収入は、いろいろな事業を行なうための財源にあてられます。したがって収入を確保するためにあらゆる努力が必要を訳けてです。

### おもなもの

▼市税 九億七千五百万円  
○市民税 四億三千三百六十五万七千円

この市民税は、個人、法人分を合わせた額です。  
○固定資産税 三億二千二十万九千円

このおもなものは、土地、家屋、償却資産などです。  
○市たばこ消費税など 二億二千百十三万四千円  
これには、軽自動車税、電気ガス税などです。

▼地方交付税 四億二千五百十一万五千元

この金は、国から交付されるもので、一般財源として市の自由意志によっていろいろな事業に使えます。

▼国、県支出金 七億千六百八十六万八千円

この金は、国、県から交付されるものですが、特定の事業事務などにしか使えません。

# 一般会計

## 歳入

▼市債 二億四千六百七十万円

市民福祉向上のためのあらゆる事業等を行なう場合、国から長期、低利な融資を受けることができます。これはあくまで健全財政を維持しつつ、積極的に投資的な経費に充当するものです。

## 歳出

(総額二十九億二百万円)

歳出は、歳入を基礎に、最少の経費で最大の効果をあげるため、慎重な使途が要求されます。

### おもなもの



## 総務関係



交通災害共済制度の実施  
市民相談室の設置など

激増する自動車事故犠牲者の保護対策が急がれているおりから、

## 民生関係



倉田地区に保育所を建設

同和対策に積極的に取り組む

毎年保育所の整備、充実を行なっておりますが、ことしは、倉田地区に保育所を新設(定員九十人)することにし、その経費として七〇〇万円、また、同和対策として、農機具を八地区に約三十台、さらに、農道整備、公民館、児童遊園地などの新、増設に一、八六五万八千円、精薄児施設若草学園の通園バス購入費に三〇〇万円など、総額五億八千二百七十万円を計上しています。

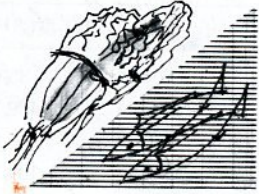
## 衛生関係



小児マヒ予防接種を無料に  
丸山にゴミ焼却場を建設

市民の健康管理には、とくに意をもち、各種の検診業務を行なっています。今年度からの小児マヒ予防接種（ナマワク投与）料金は全額市が負担することになりました。また、ゴミ収集の改善をはかるとともに、丸山に焼却場（二五トン炉）を建設します。そのほか、カ、ハエ、野ねずみの駆除を行なうため、各戸に薬剤を無料で配布するなど、総額二億六四五万二千元を計上しています。

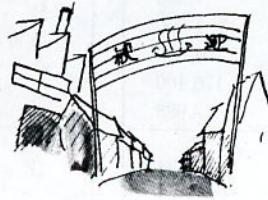
## 農林水産関係



農村道舗装をさらに推進  
農業、沿岸漁業の構造改善  
の促進も

こととして三年度目を向えた農村道舗装に、二、四〇〇万円、津ノ井地区の農業構造改善事業に一、七一九万八千円、また、賀露の沿岸漁業構造改善事業として四三〇万円、また、農道橋整備（永久橋）事業に一〇〇万円、その他、林道六路線一、一〇〇万円、稲作高度集団栽培事業、主産地形成事業、麦作改善事業など、総額一億七、一七九万四千元を計上しています。

## 商工観光関係



従業員厚生施設促進貸付金、  
中小企業安定化資金制度を新設

中小企業育成の一環として、ことしから中小企業安定化資金貸付金制度と、中小企業従業員厚生施設促進貸付金制度を新しく設け、これまでの各種資金とあわせて、融資枠の拡大に重点をおいています。また、観光資源開発にも積極的に取り組む、吉岡温泉町の保養温泉事業に二四〇万円、その他、湖山地の開発など、観光施設の充実をはかることにし、総額一億二、二二三万四千元を計上しています。

## 建設関係



道路整備を促進  
市営住宅八十八戸を建設

都市発展の基盤である道路の整備には、とくに重点をおいていますが、まず、好評の部落内舗装に一、五〇〇万円、一般道路改良に一、七八四万円、北小屋新田線、火災復興二十一号線など継続の道路整備事業に一、八〇〇万円、宮の下、富安線、興南大橋など街路事業に一億一、四六六万五千円、事業主体となった駅前都市改造の負担金二、二三八万四千元、また、市営住宅（公営、改良）建設事業（八十八戸建設）に一億七三七万四千元の総額で四億二、六七四万二千元を計上しています。

## 教育関係

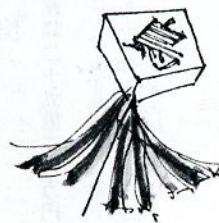


小中学校六校を増改築  
野球場の建設も

小学校四校（世紀、倉田、城北、美和）、中学校二校（南中、東中）

の増改築および土地購入に一億七、九一〇万一千円、賀露小学校、高草中学校の二校にプール建設として六〇〇万円、野球場建設に六、四八七万円、久松山ろく城跡公園整備に九〇〇万円、小規模学校の事務補助員制度、また、市民会館で行なう市民文化祭など、総額五億六八六万四千元を計上しています。

## 消防関係



災害緊急無線機を設置

生命、財産を守る消防は、年々充実されなければなりません。とくにことは、災害時などにそなえて、災害緊急無線機を設置することになり、また、美穂地区にポンプ自動車、東今在家、三津東柱見にそれぞれ小型動力ポンプ（可搬式）を一台あて配備するなど、総額九、二三六万二千元を計上しています。

## 企業会計

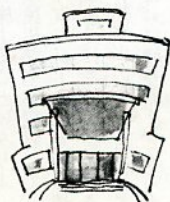
地方公営企業法により運営する鳥取市の公営企業は、水道、病院国民宿舎、そして新しくできた老人保養ホームの四つがあります。

◎水道事業



水道料金改訂の結論がまだのため、とりあえず、義務的な経費等三カ月間の暫定予算として六、〇〇八万六千元を計上しております

◎病院事業



医療器機の整備

内容充実の促進

近代医学の進歩にともない、医療器機の整備を行なうとともに、

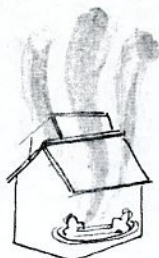
経営の合理化をはかり、基幹病院として内容の充実をはかるため、総額二億六、九八五万一千円を計上しています。

### ● 国民宿舎事業



利用者の動向に留意し、経営の合理化とサービス向上をはかるとともに、前年実績を考えて、総額三、七四四万六千円を計上しています。

### ● 老人休養ホーム事業



湖山池湖畔に

大樹荘が完成

老人福祉向上の一環として、市内金沢に収容定員六十人の温泉つき休養ホームが完成し、この四月から利用していただくことになり総額一、六六〇万円を計上しております。

## 特別会計

(総額 7 億 8,494 万 1 千円)

特別会計は、特別の事業を行なう場合、その事業の収入で支出をまかない、一般会計とは別に会計します。なお、鳥取市には、現在6つの特別会計があります。

額二億三、五五六万五千円を計上しています。

### と畜場費特別会計

施設を整備充実し、衛生的な食肉が提供できるようにと、総額二四二万二千円を計上しています。

### 簡易水道事業費特別会計

野坂、吉岡地区の簡易水道施設の改良増設工事、また、簡易水道施設地区の保健衛生、生活環境の改善をはかろうとするもので、総額五九八万一千円を計上しています。

### 国民健康保険費特別会計

市民の健康管理には十分意を用いなくてはと、全加入者の七割給付をはじめとする国保財政を、より健全にするため、前年実績を考慮し、総額四億五、六一万七千円を計上しております。

### 住宅改修資金貸付事業特別会計

同和地区に対する生活環境の改善をはかるため、総額六二万三千円を計上しています。

### 下水道事業費特別会計

袋川左岸側の幹線布設と、右岸側の支線管渠布設工事、ポンプ場終末処理場の整備など、下水処理の万全を期するためのもので、総

## 審議・可決された議案

- 昭和四十二年度予算(一般会計、特別会計、企業会計)
- 昭和四十三年度補正予算(一時会計、企業会計)
- 昭和四十二年度補正予算(一般会計、特別会計、企業会計)
- 鳥取市職員定数条例の一部改正
- 鳥取市事務分掌条例等の一部改正
- 特別職の職員給与に関する条例の一部改正
- 鳥取市職員給与条例の一部改正
- 鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- 鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正
- 鳥取市恩給条例の一部改正
- 鳥取市議会の議員等の公務災害補償に関する条例の一部改正
- 鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
- 鳥取市社会教育委員条例の一部改正
- 鳥取市公民館条例の一定改正
- 鳥取市立学校条例の一部改正
- 鳥取市青少年問題協議会設置条例の制定
- 鳥取市国民健康保険条例の一部改正
- 鳥取市伝染病患者食費徴収条例の廃止
- 鳥取市都市公園条例の一部改正
- 鳥取市公営企業職員の種類及び基準に関する条例の一部改正
- 鳥取市営老人休養ホーム事業の設置に関する条例の制定
- 鳥取市営老人休養ホーム事業に地方公営企業法の規定を適用する条例の制定
- 鳥取市大樹荘使用条例の制定
- 鳥取市税条例の一部改正
- 鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正
- 青年学級の開設について
- 財産の取得について
- 市道の認定、廃止について
- 調定について
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
- 鳥取市予防接種料金徴収条例の一部改正
- 財産の処分について
- 工事請負契約の締結について



# 自主減税の第一歩

## 年間所得90万円(妻・子ども2人)で 市民税4,880円の減税

市では、四十三年度分の市民税から減税を行ない、市民の税負担の軽減をはかることにしました。これは、市民税の所得割税率を引き下げるもので、長年の宿願であった市独自の自主減税の第一歩として、ことしから実施することにふみきったものです。

なお、これとあわせて、このたび地方税法が改正され、各種の控除額の引き上げ、すなわち基礎控除十万円が十一万円、配偶者控除八万円が九万円、扶養控除四万円が五万円、身体障害者等(障害者老年者、寡婦、勤労学生)五万円が六万円になるなど、各控除額がそれぞれ一万円引き上げられますので、大幅な減税となります。

課税標準額 (年間所得から各控除額を差引いた額)	税率(四十二年度税率)
十五万円以下の金額	百分の二・八(百分の三・〇)
十五万円をこえる金額	百分の四・二(百分の四・五)
四十万円	百分の五・六(百分の六・〇)
七十万円	百分の七・〇(百分の七・五)
百万円	百分の八・四(百分の九・〇)
百万五十万	百分の九・八(百分の一〇・五)
二百五十万円	百分の一・二(百分の一・二)
四百万円	百分の一・二・六(百分の一・三・五)
六百万円	百分の一・四・〇(百分の一・五・〇)
千万円	百分の一・五・四(百分の一・六・五)
二千万円	百分の一・六・八(百分の一・八・〇)
三千万円	百分の一・八・二(百分の一・九・五)
五千万円	百分の一・九・六(百分の二一・〇)

## 43年度市民税が これだけ安くなります。

(給与所得者で総収入の4%社会保険料があるものとして)

### 单身者の場合

年間所得	30万円の人は 1,210円	50万円の人は 2,080円
	34万円の人は 1,270円	56万円の人は 2,270円など...

### 夫婦(2人)の場合

年間所得	50万円の人は 1,890円	60万円の人は 2,580円
	56万円の人は 2,410円	67万円の人は 2,940円など...

### 夫婦に子ども1人の場合

年間所得	60万円の人は 2,880円	70万円の人は 3,320円
	67万円の人は 3,240円	78万円の人は 3,570円など...

### 夫婦に子ども2人の場合

年間所得	70万円の人は 3,620円	90万円の人は 4,880円
	78万円の人は 3,870円	100万円の人は 5,900円など...

### 苗代は共同で

集団米づくり運動を目標に、稲作技術の統一と省力化をはかるため、共同苗代など集団栽培を多く取り入れましょう。

なお、共同苗代を行なうには、つぎのことをみんながよく話し合ってからしましょう。

#### 1 技術の統一

稲作ごよみに示された改善技術を実行すること。

- 苗代には、畦カルを使用する。
- 苗代の面積、播種量などを守ること。
- 冷水地帯では、苗代にポリチ

#### 2 失敗しないために

- 共同のため、手間ははぶかない
- 苗代は水平にしておくこと。
- 種扱は、半分位沈む程度(土の柔らかさ、種扱の押え具合)
- 一割位の予備苗代をもつこと

#### 3 活着しやすい苗

技術基準に従っても、場所や時期で、ときには反省点がある。

- 施肥基準により、苗取り前になって肥料不足になったら、苗取り三〜四日前に辨当肥を使う(三〜三平方メートル当りNK化成立五〇gぐらい)
- 苗取り前に、苗のたけを伸ば

#### 4 集中か分担当か

苗代を一方所に集中するか、品種を分担して受け持つか、つぎの共同田植えなどと合わせて、能率的な作業方法を話し合うこと。

#### 5 役員会で考える

リーダーをつくり、役員手当、役員会費などを認めて協力すること。

農林課

### 市民会館だより

#### おもな行事(予定)

十三日(土)	明治百年記念弁論コンクール	無料
十四日(日)	宮城道雄十三回忌追善演奏会	無料
二十一日(日)	第八回文化センター音楽発表会	無料
二十六日(金)	労音「ベギー葉山」会費制	無料
二十八日(日)	パイオニア、ステレオコンサート	無料
五月一日(水)	第一生命鳥取支社大会	無料
三日(金)	マヒョ、スターズショー	有料
五日(日)	ピアノおさらい会	無料

#### 市民会館の使用は

電話 八七四番へ  
八七五番へ

申し込みください

# 報償金が

## その場であなたへ

— 四十三年度課税分から —

市では、これまで、市税を納期前に納付された方に、前納報償金をお支払いしていますが、それも後日になるため、二度足をふんでいただいておりますが、四十三年度課税分から、納税通知書に印を押すだけで、納付の際、すぐその場で報償金を支払うことに改めました。これで、報償金をわざわざ受け取りに出なくてもよいわけです。

この便利で、最も有利な前納をおすすめいたします。

### 1前納は

個人、納税組合員を問わず納付できます。ただし、固定資産税、市県民税（普通徴収のみ）に限る。

### 2報償金の受け取りは

納税通知書の報償金領収印欄（右片領収済通知書の下段）に、

### くらしの知恵

#### 鏡のくもり

からぶきしても、水でぬらしてこすってもきれいにならないときは、脱脂綿かガーゼに、お茶か、みかんの汁を含ませてふくときれいになります。



とっとり市報

192号

昭和43年4月5日

山林の火入れの届け出は、市役所農林課で受け付けています。

## 山林の火入れは

### — 許可を受けないと罰金 —

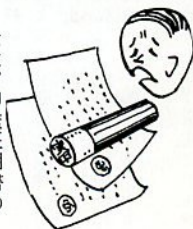
外仕事には、絶好の季節となり、とくに山では造林のための地ごしらえ、開墾準備、焼畑などで、山で火を使用することが多くなりありますが、この場合、森林法の定めにより、前もって許可を受けなければなりません。許可を受けずに火入れをすると、罰金が科せられます。

ます。

山林の火入れの届け出は、市役所農林課で受け付けています。

## 他人まかせは危険

### — 印鑑証明書の請求 —



最近、印鑑証明書の請求が多くなっていますが、これに比例して印鑑に関する事件も増えています。

証明書の交付を、他人まかせにしたために、財産をすっかり人に取られるようになったなど、後で大変な被害にあっている場合があります。

係では、不正な証明を防ぐため書類審査など十分注意しますが、みなさんも、とくににつきのことに十分気を付けていただきたいものです。

※印鑑証明書を代理の人に依頼されるときは、

- 1 登録している本人自身が、委任状を書き、それに登録している印鑑を押印すること。
- 2 委任状には、通数と代理人の住所、氏名を明確に記入すること。
- 3 委任状には、二十円の収入印紙をはること。

## 健康こそあなたの財産

### 歩こう会に参加を!!

市教委では、市民みんなが大いに歩くことにより、健康の増進をはかり、郷土の名勝、旧跡をたずねていただきます。

#### コース

4月14日 九〇〇 九三〇 一六〇〇

5月12日 九〇〇 九三〇 一六〇〇

6月9日 八三〇 九〇〇 一四〇〇

7月14日 八三〇 九〇〇 一三〇〇

8月11日 八三〇 九〇〇 一六〇〇

9月8日 八三〇 九〇〇 一六〇〇

なお、参加料は無料ですが、バスを利用する場合は、実費をいただきます。

ね、おたがいの親睦をはかろうとつぎのとおり、歩こう会を計画しております。



## 紙上御礼

### 鳥取市社会福祉協議会

横枕449	山下	生殿
瓦町134の2	森住	六助殿
湖山町1194	魚住	富利殿
徳尾	沢田	美治殿
立川4丁目118	谷澤	己博殿
瓦町8	西山	利雄殿
新茶屋683の1	松岡	武夫殿
江崎町	宮代	茂久殿
東町1丁目251	野中	修二殿
下味野409	竹内	亮殿
田島78の10	秋山	野君殿
桶屋町14	河野	兼太郎殿
片原1丁目118	岩崎	
玄好町485		

これは、いずれも香典返しとして、市の社会福祉事業にとご寄附くださいました。謹んで感謝申し上げます。

#### 善意銀行たより

花種 35袋 (預託)	影井秀明さん
点訳本 30冊 (預託)	木下頼雄さん
道徳講演 (預託)	鳥取刑務所 点訳奉仕の会
バンド演奏、コーラス、お茶接待 (弘出)	田賀今治さん
サークル・プリズム	代表 平尾美穂子さん
志野流	代表 岸田 芳子さん
善意ポスト開箱状況	
日ノ丸バス待合所	443円
日交バス待合所	222円
鳥取大丸屋上	496円
合計	1,161円

鳥取市社会福祉協議会 庶務課編集発行

(印刷) 中央印刷KK



市民交通災害共済の実施—四月一日から—

一日 八十二名(子ども老人)で 九十名(一般の人)で

万一のとき五十万円を補償

自動車の交通量は、激増の一途にあり、これに比例して、交通事故による犠牲者の数も年々増えています。昨年、鳥取署管内の交通事故は、七百六十三件、死者十二件、負傷者七五五人と、前年を大きく上まわる不幸な数字が記録されています。人命尊重が声を大きくして叫ばれている今日、まことに悲しいことで、現在、社会のもっとも緊急な果題となっています。

市では、なんとか、この不幸を少しでもなくしようと、交通安全対策として、道路の拡幅、歩道橋、ガードレール、信号機等の設置、また学校、保育園には交通安全教育のための教材整備などを行ない、事故絶滅のため力いっぱい努力していますが、さらにことしは四月一日から市民交通災害共済制度を実施することになりました。これは万一市民が交通事故などの犠牲となつたとき、本人および家族を救済しようとする



もので、一般の自動車保険き、請求手続が非常に簡単は最も有利です。私たちは、交通事故にあわません。自分のためにはもちろんにも一人でも多くの方々のご加入を、います。そこで今回は、四月一日から実施されて市民交通災害共済について、そのあらましを説明いたします。

事故の補償は

死亡の場合.....50万円 (事故の日から180日以内の死亡を含む) ケガの場合.....最高9万円 (補償期間180日まで)

対象になる事故

(日本国内での事故)

○道路交通法に定められている事柄等すなはち、自動車、オートバイ、原付自転車、バス、自転車、汽車、耕耘機、荷車など、及び航空機、リフト、船舶などによる事故 ○道路歩行中に、建物等からの器物の落下などによる事故

とっとり市報



市民交通災害共済の掛金は.....

市が子ども、老人等には五十円、一般の人には二十円の補助をしますので、料金はつぎのとおりとなります。

- 一年一回払い
中学生以下の子ども、身体障害者六十—三百円
五才以上の老人、精神薄弱者生活保護者—三百円
一般の人(右以外の人).....三百三十円

加入できる人は
鳥取市に住み、住民基本台帳に記載されている人(精神病者を除く)。または、外国人登録のしている人

- 申し込みは
申込書(市役所にそなえつけ)につぎのことを記入ください。また、印かん、掛金はお忘れなくご持参ください。
(1) 申し込者・加入者の住所・氏名
(2) 性別
(3) 年齢、続柄
なお、町内会、職場等は、なるべくとりまどめて申し込みをしてください。

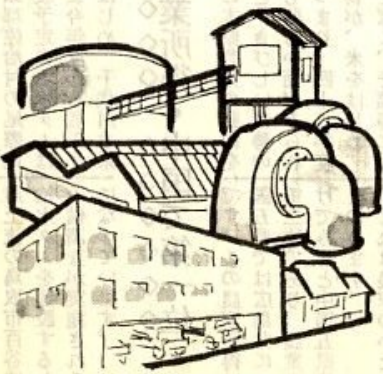
共済期間は1年間です
したがって1年ごとに契約が必要です

市民交通災害共済についてのお問い合わせは
市役所総務部交通共済係(22局8111-内線366番)へ

市の施設めぐり

希望者を募集中!!

- 日 時
五月十日(金)午後一時から四時
まで
巡回施設(おもなもの)
還緑苑・叶水源池・消防庁舎・第一給食センター・城北浄苑など
料 金
無 料
締め切り日
四月三十日まで(当日消印有効)
ご希望の方は往復ハガキに住所、氏名、返信用宛名を記入のうえ、鳥取市尚徳町一六番地、鳥取市役所総務部庶務課広報係まで、申し込みください。ただし、お一人ハガキ一通に限ります。希



望者が多いときは、抽選により決定します。なお、抽選もれの方は、次回(翌月)に優先的にご案内します。



